

平成30年1月17日
総合支所
生活文化部
地域行政部
スポーツ推進部
子ども・若者部
みどりともみず政策担当部
教育委員会事務局

(仮称)世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(案)
及び関連条例の一部改正について

(付議の要旨)

公共施設の有効利用の促進を図るため、(仮称)世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(案)を提案するとともに、該当する施設条例を一部改正する。

1 主旨

地区・地域の住民による自主的な活動がさらに盛んになることが想定される中、区民センター、地区会館、区民集会所をはじめとした施設の有効利用を促進し、地区力の向上を図る必要がある。

このため、けやきネットによる利用者登録・更新の手続きや予約キャンセル料の徴収など新たな仕組みを導入するための見直し案をとりまとめ、パブリックコメントを実施したところである。

平成30年10月からの新制度運用に向け、平成30年第1回区議会定例会に(仮称)「世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例」を提案する。

また、区民集会施設の開放利用枠の見直しも同時に行なうため、各施設条例での改正案も併せて提案する。

2 新規条例の主な内容

現行の規則をもとに、以下の利用者登録・更新や直前キャンセルの改善に関する事項等を条例として規定する。

(1) 利用者登録・更新の改善

現在、利用者登録の有効期限を2年とし、けやきネットシステムを使用するたびに使用時点から2年間、自動的に更新(延長)する仕組みとしている。このため、新規登録・更新手続や費用負担は不要としている。

条例には、けやきネットシステムの運用における費用の一部に充てるため、2年ごとの更新手続の制度を設け、団体ごとに新規登録料として500円のほか、けや

きネット登録料として1,000円(2年間有効)を規定する。

(2) 直前キャンセルの改善

現在、施設使用前日の22時(けやきネットの終了時間)までのキャンセルについては、キャンセル料金を徴収しておらず、毎月約40,000件の確定予約のうち、前日のキャンセルが月に約3,000件にのぼっている。

条例には、早めのキャンセルを促し、多くの団体が利用できるようにするため、施設使用日の7日前からキャンセル料の対象期間とし、施設使用7日～6日前は使用料の2割、5日前～3日前は5割、2日前～前日は8割、当日は10割のキャンセル料を徴収することを規定する。

(3) 新規条例(案)

別紙1のとおり

3 各施設条例の主な改正内容

(1) 開放時間枠の改善

現在、けやきネットにより予約する区民集会施設のうち、区民センター、地区会館及び区民集会所の開放時間枠は、午前枠9時～12時、午後枠13時～15時及び15時30分～17時30分、夜間枠18時～22時の4枠を基本としている。

条例には、今後、開放時間枠の有効利用と拡大を図るため、使用率が比較的高い午後から夕方にかけての開放時間枠を見直し、1日5枠に拡大する。具体的には、午前枠9時～12時、午後枠12時30分～14時30分、15時～17時、夕方枠17時30分～19時30分、夜間枠20時～22時とする。

団体開放が夜間枠18時～22時のみの室場については、見直しに合わせ、夕方枠17時30分～19時30分、夜間枠20時～22時の2枠とする。

なお、2枠連続での抽選申込、予約については、現在は午後枠について可能としているが、今後、午後枠から夜間枠において可能とする。

(2) 直前キャンセルの改善

2(2)と同じ

(3) 該当条例と改正内容

該当条例(該当施設)	(1) 開放 時間枠 の改善	(2) 直前キャ ンセル の改善	所管部
地区会館条例(地区会館・区民集会所)			総合支所
区民センター条例(区民センター)			地域行政部
敬老会館条例(敬老会館・高齢者集会所)			生活文化部
健康増進・交流施設条例(健康増進・交流施設)			
世田谷文化生活情報センター条例 (文化生活情報センター)			

総合運動場条例 (大蔵運動場・二子玉川緑地運動場)			スポーツ推進部
大蔵第二運動場条例(大蔵第二運動場)			
千歳温水プール条例(千歳温水プール)			
地域体育館・地区体育室条例 (地域体育館・地区体育室)			
公園条例 (世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園)			みどりのみず 政策担当部
学校施設使用条例(小学校・中学校)			教育委員会事務局

4 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

平成29年11月28日(火)～12月19日(火)

(2) 周知方法

区のおしらせ「使用料見直し・区民利用施設の利用改善特集号」、区ホームページなど

(3) 実施結果

意見の件数 139件

詳細は別紙2のとおり

5 今後のスケジュール(予定)

平成30年 2月 5 常任委員会(新規条例案、条例改正案)

オリンピック・パラリンピック・環境対策等特別委員会

第1回区議会定例会(新規条例案、条例改正案)

3月 区民周知

5月 新システム稼働(従来制度での運用継続)

10月 新制度での運用

案第 号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 区立の公共施設の使用について、共通の手続を定める必要があるので、本案を提出する。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、区立の公共施設の使用（個人による使用を除く。）について、世田谷区公共施設利用案内システム（以下「けやきネット」という。）を使用した共通の手続を定めることにより、施設利用者の利便性の向上及び施設利用の拡大を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 けやきネットを使用した共通の使用手続を定める施設（以下「けやき施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- (1) 世田谷区立地区会館条例（昭和54年9月世田谷区条例第47号）に規定する施設であって、規則で定めるもの
- (2) 世田谷区立区民センター条例（昭和47年12月世田谷区条例第44号）に規定する施設であって、規則で定めるもの
- (3) 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（平成8年12月世田谷区条例第48号）に規定する施設であって、規則で定めるもの
- (4) 世田谷区立総合運動場条例（昭和41年3月世田谷区条例第20号）に規定する施設であって、規則で定めるもの
- (5) 世田谷区立千歳温水プール条例（昭和49年4月世田谷区条例第32号）に規定する施設であって、規則で定めるもの
- (6) 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例（昭和59年12月世田谷区条例第57号）に規定する施設であって、規則で定めるもの
- (7) 世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）に規定する施設であって、規則で定めるもの
- (8) 世田谷区立敬老会館条例（平成9年3月世田谷区条例第26号）に規定する施設であって、規則で定めるもの
- (9) 世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）に規定する施設であって、規則で定めるもの
- (10) 世田谷区立健康増進・交流施設条例（平成24年3月世田谷区条例第8号）に規定する施設であって、規則で定めるもの
- (11) 世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年4月世田谷区条例第16号）に規定

する施設であって、世田谷区教育委員会規則で定めるもの（以下「学校施設」という。）

- 2 前項の規定にかかわらず、規則（学校施設の使用に係るものにあつては、世田谷区教育委員会規則。以下同じ。）で定める場合は、この条例の規定は、適用しない。（利用者登録）

第3条 区長（学校施設の使用に係るものにあつては、世田谷区教育委員会。以下同じ。）は、前条第1項各号に規定する条例に定めるけやき施設の利用者資格を有する者で、けやき施設を使用しようとするもの（個人を除く。）から申出があつたときは、利用者資格等に関する登録（以下「利用者登録」という。）を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合は、利用者登録を行わない。
 - (1) 営利を目的とするとき。
 - (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
 - (4) 施設利用者の利便性の向上又は施設利用の拡大を損なうと認められるとき。

- 3 区長は、利用者登録を行うときは、利用者登録料として、1,500円を徴収する。

- 4 利用者登録の有効期間は、2年間とする。

（利用者登録の更新）

第4条 区長は、前条第1項の規定により利用者登録を受けた者からその更新の申出があつたときは、利用者登録の更新を行うものとする。この項の規定により、利用者登録の更新を受けた者についても、同様とする。

- 2 前条第2項の規定は、利用者登録の更新について準用する。

- 3 区長は、利用者登録の更新を行うときは、利用者登録更新料として、1,000円を徴収する。

- 4 第1項の規定により更新した利用者登録の有効期間は、2年間とする。

（利用者登録の取消し等）

第5条 区長は、次に掲げる場合は、利用者登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項又は前条第1項の申出の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3条第2項に掲げる場合に該当するに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める場合に該当するに至ったとき。

2 区長は、前項各号のいずれかに該当する場合は、次条第1項の規定による使用の希望の申出の受付又は第7条第1項の規定による使用の申請の受付を停止することができる。

3 区長は、第1項の規定により利用者登録を取り消したときは、当該利用者登録を受けた者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(使用の希望)

第6条 けやき施設を使用しようとする者(個人を除く。次条において同じ。)のうち、区内在住者団体(構成員の2分の1以上、かつ、2人以上が区内に住所を有する者である団体をいう。以下同じ。)は、規則で定める期間にけやき施設の使用の希望を申し出ることができる。

2 前項の規定による使用の希望の申出をしようとする者は、当該申出の時ににおいて利用者登録を受けていなければならない。

3 区長は、第1項の規定による使用の希望の申出があったときは、けやき施設の使用予定者を決定するものとする。この場合において、使用の希望が重複したときは、抽選により使用予定者を決定するものとする。

(使用の申請)

第7条 けやき施設を使用しようとする者は、区長に使用の申請をしなければならない。

2 前項の規定による使用の申請をしようとする者は、当該申請の時ににおいて利用者登録を受けていなければならない。

3 前条第1項の規定によりけやき施設の使用の希望の申出をした者であって、同条第3項の規定により使用予定者と決定されたものについては、当該申出を第1項の規定による使用の申請とみなす。

(使用の申請期間)

第8条 前条第1項の規定によるけやき施設の使用の申請(同条第3項の規定によりけやき施設の使用の申請とみなされたものを除く。)の期間は、優先申請期間及び

一般申請期間に区分し、それぞれ規則で定める。

2 優先申請期間は、区内在住者団体に限り申請することができる。

(使用の承認)

第9条 区長は、第7条の規定によるけやき施設の使用の申請(以下この条において「使用の申請」という。)を受けたときは、まず、同条第3項の規定によりけやき施設の使用の申請とみなされたものを優先して承認するものとし、次いで優先申請期間に受けた使用の申請を優先して承認するものとする。

2 区長は、優先申請期間及び一般申請期間に受けた使用の申請については、それぞれその申請の順序により承認を決定する。

(公共的団体等の使用に係る特則)

第10条 第3条から前条までの規定にかかわらず、規則で定める団体、学校等がけやき施設を使用する場合で、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたとときのけやき施設の使用手続については、区長が別に定める。

(キャンセル料)

第11条 前2条の規定によりけやき施設の使用の承認を受けた者は、その使用の申請を撤回するときは、別表に定めるキャンセル料を納付しなければならない。ただし、区長(利用料金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。))を徴収するけやき施設にあっては、指定管理者(同条第3項に規定する指定管理者をいう。))。次条において同じ。)が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前2条の規定によりけやき施設の使用の承認を受けた者が、前項の規定による使用の申請の撤回をすることなく、当該承認に係るけやき施設の使用をしなかったときは、当該けやき施設の使用予定日の当日に同項の規定による撤回をしたものとみなす。

(利用者登録料等の納付期日)

第12条 けやき施設に係る利用者登録料、利用者登録更新料、使用料、利用料金又はキャンセル料は、区長が指定する日までに納付しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、附則第4項の規定は、同年5月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例の規定は、施行日以後のけやき施設の使用について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日の前日までに、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する規則(平成9年5月世田谷区規則第82号。以下「公共施設共通使用手続規則」という。)又は世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則(平成9年5月世田谷区教育委員会規則第7号。以下「教育委員会公共施設共通使用手続規則」という。)の規定に基づき行った第2条第1項各号に掲げる施設の使用の希望、申請及び承認(平成30年10月1日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例の規定に基づき行ったけやき施設の使用の希望の申出並びに使用の申請及び承認とみなす。

(準備行為)

- 4 第3条第1項の規定による利用者登録の申出については、施行日前においても、当該規定の例によりすることができる。
- 5 前項の規定により施行日の前日までに利用者登録の申出をした者が、当該申出をした日において、公共施設共通使用手続規則第4条第1項の規定又は教育委員会公共施設共通使用手続規則第4条第1項の規定により使用者資格等に関する登録を受けていた者であるときは、第3条第3項の規定中「1,500円」とあるのは「1,000円」とする。

別表(第11条関係)

撤回した日	キャンセル料
使用予定日の8日以上前	0円
使用予定日の6日前から7日前まで	支払うべき使用料又は利用料金の2割に相当する額
使用予定日の3日前から5日前まで	支払うべき使用料又は利用料金の5割に相当する額
使用予定日の1日前から2日前まで	支払うべき使用料又は利用料金の8割に相当する額

使用予定日の当日	支払うべき使用料又は利用料金の10割に 相当する額
----------	------------------------------

備考

10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(仮称)世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(案)
及び関連条例の一部改正について
(パブリックコメントの実施結果について)

No.	意見概要	件数	区の考え方
区民利用施設の利用改善		139	
開放枠の改善		23	
	現在の夜間枠(18時～22時)を夕方枠(17時30分～19時30分)と夜間枠(20時～22時)に分ける見直しは、使いにくくなる。	12	開放時間枠の見直しに当たっては、多様なライフスタイルに対応した地域活動の促進を図ることを目的としております。そのため、特に夕方から夜間にかけて開放時間枠を見直すことにより、活動時間の選択肢を広げ、活動の機会をより増やしたいと考えております。 現在の利用において、たとえば19時から21時の2時間の活動において4時間の夜間枠でお使いいただいている場合、夕方枠と夜間枠の各2時間枠を連続で予約していただくことにより、これまでと同様のご利用が可能となります。これにより料金が2倍になることはありません。
	時間枠の見直し提案に賛成である。	2	時間枠の見直しにより、従来の1日4枠から5枠に増やし、より多くの団体にご利用いただけるようにします。昼1時間の利用不可の時間を短縮し、夕方から夜間にかけての多様な活動に対応するため、時間枠の見直しを図ります。
	現状4時間枠利用から2枠連続予約すると使用料が高くなるのではないか。	2	現行の夜間4時間枠を見直し案では2時間ずつ2枠に分けましたので、料金は使用料改定による増額を除き、変わりません。2枠連続使用の場合は、間の30分を含め4時間30分を4時間分の使用料で利用することができます。
	2枠連続予約の場合の抽選が不利にならないようにすべき。	2	1枠予約と2枠連続予約の当選確率はこれまでどおりで、変更は予定しておりません。
	大蔵運動場及び大蔵第二運動場トレーニングルームについて、現在の3時間枠以外に、1時間や2時間枠を希望する。	3	今回の改定では、利用時間枠の変更は予定しておりませんが、利用者にとってより利用しやすい環境づくりに努めてまいります。
	テニスコートについて、季節により途中でやめざるを得ないことが多々あるため、1時間単位ではなく、30分単位の利用もできるような配慮をお願いします。	1	照明設備のないテニスコートについては、日没の時間に応じ季節ごとに利用時間枠を変えており、通常2時間枠のところ冬季の3ヶ月のみ夕方に1時間枠を設けています。どのような明るさまで利用が可能かは施設の状況などにより異なるため30分単位の調整は難しいと考えます。 また、照明設備の設置は、経費の確保や近隣住民の理解を得る必要があると認識しております。
	羽根木公園テニスコートには照明設備がないため、夏期・冬期とも最後の30分が暗くなってしまう場合がある。料金の値上げを行うのであれば、照明設備の設置または1.5時間の利用枠を検討してもらいたい。	1	照明設備は近隣住民の夜間における住環境への配慮もあり、設置の理解を得るのが難しい状況にあります。また、日没により利用が制限されることは、事前に周知しておりますので、新たな時間枠は想定しておりません。

直前キャンセルの改善		73
	直前キャンセル料徴収に反対である。	34 現在、1週間前までのキャンセルが月に約7,000件程度発生しており、より早めのキャンセルを促し、施設の有効活用を図ることを目的としてキャンセル料を導入します。キャンセル料の割合については、他区の公共施設や民間施設の実態を踏まえて設定しております。
	直前キャンセル料は仕方ないが、期間を短くして欲しいもしくは金額を安くしてほしい。	18 空き施設をお待ちの活動団体が余裕を持ってメンバーの日程調整を行うことができるよう、1週間前から段階的なキャンセル料を設定し、ご都合が付かなくなった予約済み団体による早めのキャンセル手続きをお願いするものです。キャンセル料の割合については、他区の公共施設や民間施設の実態を踏まえて設定しております。
	直前キャンセル料の導入に賛成であり、もっと早くから徴収するべきである。	13 施設の有効利用を促進することを目的としてキャンセル料を導入する一方、活動団体の過度な負担を避けることも考慮し、キャンセル料発生期間や使用料割合を提案しています。
	キャンセル料徴収による効果はあるのか。	3 前日のキャンセルまで料金がかからない現行の制度のもとでは、キャンセルを減らす対策には限界があり、キャンセル料導入による一定の効果はあると認識しております。
	テニスコート・野球場のキャンセル料について、屋外競技なので天候に左右されるため、7日前からキャンセル料が発生するのは反対である。庭球場の悪天候による無料キャンセルの判断について改めて欲しい。	5 当日の気象状況または前日の予報により、施設の利用が可能かどうかを判断させていただきます。具体的には、テニスコートなどの屋外施設については、警報、注意報が出た場合のほか、当日や前日の天候や施設の状況を踏まえた上で、従来どおり徴収しません。

登録料等の新設		29
新たに団体登録料、更新料の負担を求めることには納得できない。	21	<p>けやきネットシステムは、インターネットや利用者端末などにより、区内の施設の空き状況を迅速にご案内し、予約手続きや利用実績の確認などの手続きを簡便に行うことができるよう導入し運用しています。また、機械の操作に不慣れな方などのお問い合わせを電話でお受けするサービスセンターを年間通じて開設しております。</p> <p>このたびのけやきネットシステムの改修により、インターネット予約時間の拡大、スマートフォン画面への対応やよりわかりやすい画面操作、来庁せずにオンラインで可能な手続きの拡充など大幅な改善を実施します。また、利用者端末の設置場所・台数を増やすことや障害者の方なども気軽にご利用いただけるコールセンターの充実など利用者の利便性の向上をめざします。</p> <p>その一方で、利用者端末機の機種の見直しなど経費削減にも取り組んでおります。</p> <p>今回、ご負担いただく予定の更新料や登録料(新規団体のみ)は、これらけやきネットシステムの運営経費の一部に充てるものです。今後もけやきネットで快適に公共施設が利用できるよう取り組みます。</p>
団体登録の更新期間を2年では短いので延長してもらいたい。	5	<p>様々な登録団体の中には、継続的に長期間にわたり活動を続けている団体がある一方で、登録はしたもののほとんど利用実績がなく、いわゆる「休眠状態」で登録したままの団体が見受けられます。団体登録のあり方を検討する中で、更新期には継続の意思確認をすること、また、その期間を長すぎないようにするとの結果から、有効期間を2年としています。</p>
団体の重複登録への対応を強化してもらいたい。	2	<p>公共施設をご利用いただくうえで、適正な団体登録、ルールに従った施設利用をお願いしております。ただ、団体登録において異なる団体間で活動内容やメンバーが重複している場合や、登録されているメンバーと異なる方のご利用が見受けられることもあります。けやきネットによる施設の利用にあたり、不正な団体登録や不適切な利用は、公平な利用に支障をきたしますので、今後もその対策の強化に取り組みます。例えば、このたびのシステム改修により団体の重複登録のチェック機能を強化し、不正が認めらる団体には代表者に対し改善を求めます。</p>
減額などの措置はないのか	1	<p>現段階では想定しておりません。</p>

利用環境の改善		14
インターネットや利用者端末などパソコンや機械の操作に不馴れな方への対応が必要だ。	2	現在のけやきネットシステムは改修後10年が経過し、端末機も老朽化し故障等も増えていきます。この間の電子機器類の性能向上とあわせ、より円滑な操作性をめざし利用者の利便性を向上します。新たなけやきネットシステムでは、これまでの利用者のご意見を参考にし、わかりやすく少ない操作で空き室確認や予約が行える改良を図っております。また、利用者端末機はこれまでの画面タッチ機能を継続し、操作にお困りの場合は、けやきネットサービスセンターでの電話によるご案内や設置施設の職員による対応など、機械の操作に不馴れな方への支援をおこなってまいります。
けやきネットシステムの操作性を向上させてもたいたい。	3	新たなけやきネットシステムでは、これまでの利用者のご意見を参考にし、わかりやすく少ない操作で空き室確認や予約が行える改良を図っております。具体的には、検索項目を増やし目的の施設の空き状況確認を迅速に行えるようにします。また、予約完了までの画面数を減らします。また、利用団体ごとへの個別連絡機能を盛り込むほか、汎用的な地図ソフトとの連携や音声読み上げ機能の対応など多くの改良を図り、利用しやすいシステムに変えていきます。
けやきネットシステムを24時間利用できるなどの時間拡大を希望する。	4	ライフスタイルの多様化により民間サービスでは24時間対応のオンラインシステムが多く見受けられます。公共サービスにおいてもその視点を持ちつつ、ネット環境がご利用しにくい利用者との公平性や運用コストとのバランスにも配慮する必要があると認識しております。今回の見直しでは、インターネット利用可能時間帯を前後2時間ずつ延長し午前7時から翌午前0時に延長いたします。
当選後の予約確定手続きを見直してもらいたい	2	当選後の予約確定については、利用者による操作を不要として、抽選結果と同時に確定する仕組みに改善します。これにより、確定操作忘れによるキャンセルを防止するとともに、随時予約の開始日を繰り上げる改善も実施します。
千歳温水プール、コース型フィットネス教室申込みについて、今回からネット申込みになったが、先着順ではなく抽選にしてほしい。	3	< 回答調整中 >